

FRP 製品（グレーチング）に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

FRP 製品（グレーチング）に関する事項

改正理由

本会は、船舶に使用される歩路や足場に FRP 製品を使用する場合の要件として、USCG PFM2-98 を参考に、その耐火性能及び使用可能場所を既に本会検査要領等に規定している。

一方、USCG PFM2-98 は、ASTM International（以下、ASTM）Committee F25 によりその見直しが図られ、2014 年に工業規格 ASTM F3059（海洋構造物及び船舶に使用される繊維補強ポリマー（FRP）グレーチングの標準仕様）が制定された。本規格は、USCG PFM2-98 がその対象としていた耐火性能のみならず腐食性、耐久性といった一般仕様も含めたものとなっており、船舶への FRP 製グレーチングの適用をより適切に評価できるものとなっている。

今般、本会規則においても、ASTM F3059-14 に従った試験手法を本会の規定する製造法承認試験と同等以上の手法として認めるとともに、この手法によって製造法承認を受けた FRP 製品（グレーチング）については、その適用箇所についても ASTM F3059-14 に従って船舶への適用が可能となる旨、規定した。

また、FRP 製品の製造法承認試験方法について、曖昧な記述を明確にするため、記載内容を改めた。

改正内容

- (1) ASTM F3059-14 に従った防火保全性試験及び火炎伝播性試験により製造法承認試験が実施された FRP 製品（グレーチング）のうち、本会の製造法承認を受けた FRP 製グレーチングは、同規格に規定される適用要件に従い使用することができる旨規定した。
- (2) 製造法承認試験の記載内容を部分的に改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 C 編 附属書 C1.1.7-5.1.3.1, 表 1.3.1
船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 2 編 7.1.2, 7.4